

役員慶弔・交際規程

平成23年1月31日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸康会慶弔見舞金及び交際費の取り扱いについて定める。

(見舞金・弔慰金)

第2条 当法人における役員等への見舞金及び弔慰金は、別表を適用する。

(交際費)

第3条 本規程において、交際費として認めるものは次のものとする。

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| ① 協力医療機関へのお中元、お歳暮 | 5,000円 |
| ② 他法人、関係諸団体の式典・祝賀会 | 会費制の場合は会費相当分
会費制でない場合は 5,000円 |
| ③ 地域の祭事に対し祝金品を贈る場合 | |
| 1) 地元町会 | 御神酒又は相当分 |
| 2) 消防のまとい振り | 5,000円 |

(届け出)

第4条 この規程の定めにより、交際費の支給を受けようとする場合は、当法人に届出なければならない。

(捕捉)

第5条 前各条の規定以外で、本規程の趣旨に該当すると認められる場合、又は特別の事情があると認められる場合は、前条の扱いに準じ、理事長が決定し、理事会等に報告する。

附 則 この規程は、平成23年1月31日から施行する。

(別表) 見舞金・弔慰金関係

項 目	理 由	交際費		
		香 料	供花料	見舞金
傷病見舞金	役員等が、10日以上入院したとき	—	—	10,000
災害見舞金	役員等が、風水害、火災その他災害により住居及び家財に損害を受けたとき	—	—	15,000
香 料	役員等が、死亡したとき	100,000	30,000	—
	役員等の配偶者が死亡したとき	20,000	30,000	—
	役員等の実父母・子が死亡したとき（同居・別居問わず）	15,000	30,000	—
	役員等の義父母が死亡したとき	5,000	25,000	—
	役員等と同居の実祖父母又は実兄弟姉妹が死亡したとき	10,000	25,000	—
	役員等と同居の義祖父母又は義兄弟姉妹が死亡したとき	5,000	25,000	—
	役員等と別居の祖父母又は兄弟姉妹が死亡したとき（実・義とも）	5,000	25,000	—

慶弔見舞金申出書

下記慶弔に該当しますので、申出書を提出いたします。

申出年月日	平成 年 月 日
職 員 名	
慶弔区分	<input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 弔慰 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 見舞い ※該当するものをチェックしてください
内 容	